

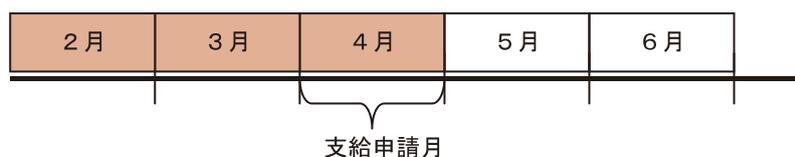
5 離職等により被保険者資格を喪失したとき

(1) 被保険者資格喪失直前の支給対象月に係る支給申請手続き

高年齢雇用継続給付の受給中の被保険者が、被保険者資格を喪失したときは、指定されていた支給申請月の前であっても支給申請を行うことができますので、「雇用保険被保険者資格喪失届」と併せて、「支給申請書」を提出してください。

なお、**1日以上被保険者として雇用されない日がある月については、支給対象月となりませんので、ご注意ください。**

例示1 偶数型の事業所を、4月末日で退職した場合



→ 4月の支給申請月には2月と3月分の申請書を提出します。

また、4月末日に退職した場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」と併せて4月分の支給申請書を提出してください。（次回の支給申請月である6月まで待つ必要はありません。）

例示2 偶数型の事業所を、4月25日で退職した場合



→ 4月の支給申請月には2月と3月分の申請書を提出しますが、4月分は月の途中で退職しているため、支給対象月とはなりません。

ただし、転職等の理由により、4月26日から引き続き被保険者資格を取得するような場合は、支給対象月となるため、転職後の事業主から支給申請書を提出してください。（この場合、支給申請書の備考欄に、前の事業所で4月中に支払われた賃金額を記入してもらうようにしてください。）

(2) 高年齢雇用継続給付の延長申請について

高年齢雇用継続基本給付金の支給期間は65歳に達する月までですが、被保険者資格を喪失して、1年を超える被保険者期間の空白があつて再就職した場合は、高年齢雇用継続給付は支給できません。

ただし、以下の理由により、資格喪失している期間について延長を行うことができ、1年を超えた場合でも支給が可能となります。

なお、代理人による提出の場合は、別途委任状が必要ですのでご注意ください。

イ 病気、けが等の理由により引き続き30日以上職業に就くことができない日があるとき（最大3年間）

- ロ 60歳以上の定年等の理由により退職した方が、一定期間安定した雇用に就くことを希望しないとき（最大1年間）

届出書類・・・「受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長申請書」（用紙はハローワークにあります。）

提出期限・・・イの理由の場合・・・30日以上職業に就くことができなくなるに至った日の翌日以降早期に申請いただくことが原則ですが、延長後の期間の最後の日までであれば提出は可能
ロの理由の場合・・・離職日の翌日から起算して2か月以内

届出先・・・本人の住所を管轄するハローワーク

持参するもの・・・

イの理由の場合には、受給期間が認められる理由に該当する事実を証明する書類

6 年金と高年齢雇用継続給付との併給調整について

特別支給の老齢厚生年金（在職老齢年金）の支給を受けながら、同時に高年齢雇用継続給付の支給を受けている期間については、高年齢雇用継続給付の給付額に応じ、年金の一部が支給停止される場合があります。

併給調整の具体的な詳細については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

7 こんなときは・・・？

(1) 受給中に本人が死亡したとき

死亡した日の属する月の前月までについて、生計を同じにしていた遺族の方が支給申請を行うことができます。

これを、**未支給高年齢雇用継続給付**といいます。

この請求は、**死亡した日の翌日から起算して6か月以内**にしなければなりません。

詳しくは、事業所を管轄するハローワークにお問い合わせください。

(2) 不正を行ったとき

本来は、高年齢雇用継続給付を受けることができないにもかかわらず、不正な手段により高年齢雇用継続給付の支給を受け、または受けようとした場合（実際に受けたか否かを問いません。）は、**不正受給の処分**を受けることとなります。

このような場合、不正受給した金額の**3倍**の金額を納めなければならず、これらの支払いを怠った場合は、財産の差し押さえが行われる場合がありますので、支給申請書の記載内容をよくお確かめのうえ、ご提出をお願いします。

また、事業主が虚偽の支給申請書等を提出した場合等は、事業主に対して本人と連帯して処分等を受けることとなります。

事業主の皆様におかれましては、高年齢雇用継続給付制度へのご理解・ご協力をお願いいたします。

高年齢雇用継続給付受給資格確認票の記入例

1「個人番号」
 ・個人番号（マイナンバー）を記入してください。

2「被保険者番号」
 ・被保険者証に記載されている被保険者番号を記入してください。

3「資格取得年月日」
 ・当該事業所における被保険者となった年月日を記入してください。

4「事業所番号」
 ・当該事業所の事業所番号を記入してください。

様式第33号の3（第101条の5、第101条の7関係）（第1面） 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書 （必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）	
帳票種別 15300	1. 個人番号 123456789012
2. 被保険者番号 4800-123456-1	3. 資格取得年月日 3-632040 (昭和4平成)
4. 被保険者氏名 給付 太郎	フリガナ (カタカナ) キヨウキウフシヨウキンコ
5. 事業所番号 4900-000171-0	6. 給付金の種類 1 (基本給付金)
＜資金支払状況＞	
7. 支給対象年月その1 5-0605	8. 7欄の支給対象年月に支払われた賃金額 23333
9. 賃金の減額があった日数 0	10. みなし賃金額 円
11. 支給対象年月その2 5-0606	12. 11欄の支給対象年月に支払われた賃金額 20333
13. 賃金の減額があった日数 2	14. みなし賃金額 円
15. 支給対象年月その3 円	16. 15欄の支給対象年月に支払われた賃金額 円
17. 賃金の減額があった日数 円	18. みなし賃金額 円
19. 賃金月額 (区分一日額又は総額) 円	20. 登録区分 1 (日額)
21. 基本手当の受給資格 円	22. 定年等修正賃金登録年月日 円
23. 受給資格確認年月日 円	24. 支給申請月 円
25. 次回 (初回) 支給申請年月日 円	26. 支払区分 円
27. 金融機関・店舗コード 円	28. 未支給区分 1 (空欄 未支給 以外)
60歳到達時等賃金登録欄 ※公共職業安定所記載欄 29. 通勤手当3ヶ月分10,000円 (5月31日払) 30. 6/3、6/16欠勤 皆通勤手当10,000円 欠勤控除20,000円 計30,000円減額 31.	
上記の記載事実と誤りのないことを証明します。 株式会社雇用保険 東京都千代田区蔵が関1-2-2 事業所名 (所在地・電話番号) 03-9253-1111 事業主氏名 株式会社雇用保険 代表取締役社長 雇用太郎 上記のとおり高年齢雇用継続給付の受給資格の確認を申請します。 雇用保険法施行規則第101条の5及び第101条の7の規定により、上記のとおり高年齢雇用継続給付の支給を申請します。 令和7年7月13日 公共職業安定所長 殿 住所 鎌子市東芝町5-9 申請者氏名 給付 太郎	
32. 金融機関 名称 銀行等 (ゆうちょ銀行以外) 口座番号 (普通) 6543210 記号番号 (総合) -	33. 金融機関コード 本店 2962 支店 297 34. 店舗コード 297
資金締切日 日 賃金支払日 (毎月) 日 賃金形数 月給 (日) 時間給 (日) 備考 準備定労働日数 7日 日 11日 日 15日 通勤手当 (毎月) (6か月)	※資格確認の可否 可 () 否 () ※処 年 齢 確 認 書 類 住・免・() 理 資 格 確 認 年 月 日 令和 () 年 () 月 () 日 機 通 知 年 月 日 令和 () 年 () 月 () 日
社会保険 氏名 電話番号 労務士 氏名 電話番号 記載欄	※所長 次長 課長 係長 係 操作者

(この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。)

「事業所名(所在地・電話番号)、事業主氏名」
 記載事実と誤りのないことを証明してください。

「申請者氏名」
 被保険者本人が氏名を記載してください。ただし、申請内容等を事業主等が被保険者に確認し、合意のもと「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」を作成・保存することで被保険者の署名・押印を省略することができます。その場合、申請者氏名欄には「申請について同意済み」と記載してください。

「払渡希望金融機関指定届」
 「名称」欄には、高年齢雇用継続給付の払渡しを希望する金融機関の名称及び店舗名を記入してください。
 「口座番号、記号番号」欄には、被保険者本人の名義の通帳の口座、記号番号を記入し、通帳、キャッシュカード(写可)を添えて提出してください。
 ※最近新設された金融機関の店舗や小規模な出張所など一部の金融機関については、コンピュータに登録されていない場合もありますので、ご利用になる場合は、あらかじめハローワークにご相談ください。

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の記入例（その1）

⑥「60歳に達した日等の年月日」

・被保険者の60歳の誕生日の前日、または60歳に達した後に被保険者であった期間が通算して5年を満した日を記入してください。

「事業所名(所在地・電話番号)、事業主氏名」

記載事実と誤りのないことを証明してください。

⑧「60歳に達した日等に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間」

・「60歳に達した日等の翌日」欄は、⑥欄の日の翌日を記入してください。
 ・原則、60歳に達した日等から遡って1年間において、賃金支払基礎日数が11日以上または、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上ある被保険者期間算定対象期間を、直近より6か月以上記入してください。（※当該記入方法については、離職票への記入方法P40に準じた取り扱いをお願いいたします。）

⑨「⑧の期間における賃金支払基礎日数」

・⑧欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。
 ・有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

※被保険者期間が5年以上あることが明らかである場合記入を省略しても結構です。

⑩「賃金支払対象期間」

・最上段には60歳に達した日等の直前の賃金締切日の翌日から60歳に達した日等までの期間を記入し、以下、順次さかのぼって賃金締切日の翌日から賃金締切日までの期間を記入してください。
 ・賃金支払基礎日数が11日以上または、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の賃金支払対象期間を、直近より6か月以上記入してください。（※当該記入方法については、離職票への記入方法P40に準じた取り扱いをお願いいたします。）

様式第33号の4（第101条の5関係）

雇用保険被保険者六十歳到達時等

① 被保険者番号	4 8 0 0 - 1 2 3 4 5 6 - 1	③	フリガナ
② 事業所番号	4 9 0 0 - 0 0 0 0 1 1 - 0	60歳に達した者の氏名	
④ 名称	株式会社 雇用保険		
事業所所在地	東京都千代田区霞が関1-2-2		
電話番号	086-241-3222		
⑥ 60歳に達した日等の年月日	平成	△	年 10月 17日
この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。			
住所 東京都千代田区霞が関1-2-2			
事業主 氏名 株式会社雇用保険 代表取締役 雇用太郎			
60歳に達した日等以前の			
⑧ 60歳に達した日等に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間	⑨ ⑧の期間における賃金支払基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑩の基礎日数
60歳に達した日等の翌日	10月18日	20日	10月1日～60歳に達した日等
9月18日～60歳に達した日等	20日	10月1日～	12日
8月18日～9月17日	19日	9月1日～9月30日	18日
7月18日～8月17日	20日	8月1日～8月31日	20日
6月18日～7月17日	19日	7月1日～7月31日	19日
5月18日～6月17日	21日	6月1日～6月30日	20日
4月18日～5月17日	18日	5月1日～5月31日	22日
月 日～月 日	日	4月1日～4月30日	19日
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日
⑫ 賃金に関する特記事項			
※公共職業安定所記載欄			

(注) 本手続は電子申請による申請が可能です。
 なお、本手続について、社会保険労務士が事業主の委託を受け、電子申請により本申請から委託を受けた者であることを証明するものを本申請書の提出と併せて送信することをも。また、本手続について、事業主が本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該事実を証明したことを証明するものを提出させ、保存しておくことをもって、当該被保険者

社会保険	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番
労務士			
記載欄			

等賃金証明書(安定所提出用)

キユウフ タロウ	
名 給付 太郎	
⑤ 60歳に達した者の	〒288-0043 銚子市東芝町5-9
住所又は居所	電話番号(0479) 22-7406
⑦ 60歳に達した者の 生年月日	昭和 △年 10月 18日 平成

賃金支払状況等			備 考
賃 金	額	計	
④	⑧		
125,000	0		
205,000	0		
220,000	0		
213,500	0		
218,700	0		
229,420	0		
204,200	0		
六十歳到達時等賃金証明書受理 年 月 日 (受理番号 番)			

本書の提出に関する手続を行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から、本証明書に係る当該事業主の電子署名に代えることができます。
 ※業主が被保険者から、当該被保険者が六十歳到達時等賃金証明書の内容について(電子)署名に代えることができます。

号	※	所長	次長	課長	係長	係

⑨、⑩、⑫欄の記載について

・「基礎日数」とは、⑨欄の場合は⑧欄の、⑩欄の場合は⑩欄の期間において賃金支払の対象となった日数のことです。

日数の数え方は賃金形態によって異なります。

① 1日や1時間あたりの単価が決まっていて、就労した日数や時間に応じて賃金が支払われる、いわゆる「日給制」や「時間給制」の場合、賃金額は⑧欄に記入します。



各期間の出勤日数(有給休暇も含まず)を記載します

② 1か月の賃金が決まっていて、欠勤しても減額が行われない、いわゆる「完全月給制」の場合、賃金額は④欄に記入します。



各期間の暦日数(30、31日等)を記載します

③ 1か月の賃金が決まっていて、欠勤すると欠勤数に応じて減額が行われる等、いわゆる「日給月給制」の場合、賃金額は④欄に記入します。1日あたりの減額の額の算定の方法の例は以下ようになります。

③-1 欠勤1日について、

$$\text{「基本給」} \times \frac{1}{\text{暦日数(30または31日)}}$$



各期間の暦日数(30、31日等)-欠勤日数を記載します。(⑨⑩欄)

③-2 欠勤1日について、

$$\text{「基本給」} \times \frac{1}{\text{各月又は1か月あたりの所定労働日数}}$$



各月又は1か月あたりの所定労働日数-欠勤日数を記載します。(⑨⑩欄)

※上の例以外の賃金形態の場合は、ハローワークの窓口までおたずねください。

⑬「備考」

- ・⑧欄から⑫欄の参考となることを記入してください。
<例えば>
- ・賃金未払いがある場合
- ・傷病等で引き続き30日以上賃金の支払がない場合
- ・休業手当が支払われたことがある場合
- ・60歳に到達した日が令和2年8月1日以降であって、⑨欄及び⑩欄の賃金支払基礎日数が11日以上完全月が6か月ない場合は、⑨欄及び⑩欄の基礎日数が10日以下の期間について、当該期間における賃金支払の基礎となった時間数を記入してください。

⑭「賃金に関する特記事項」

- ・3か月以内の期間ごとに支払われる賃金(特別の賃金)について記入してください。
- ・該当がない場合には斜線を引いてください。

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の記入例（その2）

⑥「60歳に達した日等の年月日」

- 被保険者の60歳の誕生日の前日、または60歳に達した後に被保険者であった期間が通算して5年を満した日を記入してください。

「事業所名(所在地・電話番号)、事業主氏名」

記載事実と誤りのないことを証明してください。

⑧「60歳に達した日等に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間」

- 「60歳に達した日等の翌日」欄は、⑥欄の日の翌日を記入してください。
- 原則、60歳に達した日等から遡って1年間において、賃金支払基礎日数が11日以上または、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上ある被保険者期間算定対象期間を、直近より6か月以上記入してください。（※当該記入方法については、離職票への記入方法P38に準じた取り扱いをお願いいたします。）

⑨「⑧の期間における賃金支払基礎日数」

- ⑧欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。
- 有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。
- ※被保険者期間が5年以上あることが明らかである場合記入を省略しても結構です。

⑩「賃金支払対象期間」

- 最上段には60歳に達した日等の直前の賃金締切日の翌日から60歳に達した日等までの期間を記入し、以下、順次さかのぼって賃金締切日の翌日から賃金締切日までの期間を記入してください。
- 賃金支払基礎日数が11日以上または、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の賃金支払対象期間を、直近より6か月以上記入してください。（※当該記入方法については、離職票への記入方法P38に準じた取り扱いをお願いいたします。）

様式第33号の4（第101条の5関係）

雇用保険被保険者六十歳到達時等

① 被保険者番号	4900-102047-1	③	フリガナ
② 事業所番号	4900-000147-1	60歳に達した者の氏名	
④ 名称	株式会社 雇用保険 那覇支店		
事業所 所在地	那覇市おもろまち1-3-25		
電話番号	098-866-8609		
⑥ 60歳に達した日等の年月日	平成	△年	1月 31日
(令和)			
この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。			
住所 東京都千代田区霞が関1-2-2			
事業主 氏名 株式会社雇用保険 代表取締役 雇用太郎			
60歳に達した日等以前の			
⑧ 60歳に達した日等に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間	⑨ ⑧の期間における賃金支払基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑩の基礎日数
60歳に達した日等の翌日	2月1日	60歳に達した日等	31日
1月1日～	31日	1月26日～	60歳に達した日等
12月1日～	31日	12月26日～	1月25日
11月1日～	30日	11月26日～	12月25日
10月1日～	31日	10月26日～	11月25日
9月1日～	30日	9月26日～	10月25日
8月1日～	31日	8月26日～	9月25日
月 日～	日	7月26日～	8月25日
月 日～	日	月 日～	月 日
月 日～	日	月 日～	月 日
月 日～	日	月 日～	月 日
月 日～	日	月 日～	月 日
月 日～	日	月 日～	月 日
⑫ 賃金に関する特記事項			
※公共職業安定所記載欄			

(注)

本手続は電子申請による申請が可能です。

なお、本手続について、社会保険労務士が事業主の委託を受け、電子申請により本申請から委託を受けた者であることを証明するものを本申請書の提出と併せて送信することをも。また、本手続について、事業主が本申請書の提出に関する手続を行う場合には、当該事実を証明するものを提出させ、保存しておくことをもって、当該被保険者

社会保険	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
労務士			
記載欄			

等賃金証明書(安定所提出用)

カンサツ タロウ				
名 監 察 太 郎				
⑤ 60歳に達した者の	〒905-0021	名護市東江4-3-12		
住所又は居所	電話番号(0980)	52-2810		
⑦ 60歳に達した者の生年月日	昭和 平成	△ 年	12 月	21 日
賃金支払状況等				
賃	金	額	備 考	
④	⑧	計		
60,000			/	
310,000				
310,000				
310,000				
310,000				
310,000				
310,000				
六十歳到達時等賃金証明書受理 年 月 日 (受理番号 番)				

本書の提出に関する手続を行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主から、本証明書に係る当該事業主の電子署名に代えることができます。
 ※業主が被保険者から、当該被保険者が六十歳到達時等賃金証明書の内容につきの(電子)署名に代えることができます。

号	※	所長	次長	課長	係長	係

⑨、⑩、⑫欄の記載について

・「基礎日数」とは、⑨欄の場合は⑧欄の、⑩欄の場合は⑩欄の期間において賃金支払の対象となった日数のことです。

日数の数え方は賃金形態によって異なります。

① 1日や1時間あたりの単価が決まっていて、就労した日数や時間に応じて賃金が支払われる、いわゆる「日給制」や「時間給制」の場合、賃金額は⑨欄に記入します。



各期間の出勤日数(有給休暇も含みます)を記載します

② 1か月の賃金が決まっていて、欠勤しても減額が行われない、いわゆる「完全月給制」の場合、賃金額は④欄に記入します。



各期間の暦日数(30、31日等)を記載します

③ 1か月の賃金が決まっていて、欠勤すると欠勤数に応じて減額が行われる等、いわゆる「日給月給制」の場合、賃金額は④欄に記入します。1日あたりの減額の額の算定の方法の例は以下になります。

③-1 欠勤1日について、

$$\text{「基本給」} \times \frac{1}{\text{暦日数(30または31日)}} \text{を減額する場合}$$



各期間の暦日数(30、31日等)ー欠勤日数を記載します。(⑨⑩欄)

③-2 欠勤1日について、

$$\text{「基本給」} \times \frac{1}{\text{各月又は1か月あたりの所定労働日数}} \text{を減額する場合}$$



各月又は1か月あたりの所定労働日数ー欠勤日数を記載します。(⑨⑩欄)

※上の例以外の賃金形態の場合は、ハローワークの窓口までおたずねください。

⑬「備考」

- ・⑧欄から⑫欄の参考となることを記入してください。
 <例えば>
 - ・賃金未払いがある場合
 - ・傷病等で引き続き30日以上賃金の支払がない場合
 - ・休業手当が支払われたことがある場合
- ・60歳に到達した日が令和2年8月1日以降であって、⑨欄及び⑩欄の賃金支払基礎日数が11日以上完全月が6か月ない場合は、⑨欄及び⑩欄の基礎日数が10日以下の期間について、当該期間における賃金支払の基礎となった時間数を記入してください。

⑭「賃金に関する特記事項」

- ・3か月以内の期間ごとに支払われる賃金(特別の賃金)について記入してください。
- ・該当がない場合には斜線を引いてください。

高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書
高年齢雇用継続給付受給資格確認・否認通知書
高年齢雇用継続給付支給決定通知書

「次回支給申請期間」

・支給申請期限に遅れると受給できなくなりますので注意してください。

高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）

事業所番号	4900-000147-1	事業所名略称	カブシキガイシャ コヨホクン ナシテン	資格取得年月日	
被保険者番号	4900-102047-1	氏名	カンザツ ケニオ		210201
支給申請月	給付金の種類	次回支給対象年月	次回支給申請期間	次回支給申請年月日	
奇数月型	1	0703-0704	070501-070531		

管轄公共職業安定所
 の所在地・電話番号
 交付 令和7年3月10日

公共職業安定所長

<キリトリ> 高年齢雇用継続給付受給資格確認／否認申請書
 高年齢雇用継続給付支給／不支給決定通知書（被保険者通知用）
 高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書

被保険者番号	氏名		性別	生年月日	受給資格確認年月日
4900-102047-1	カンザツ ケニオ		男	3-390302	070307
資格取得年月日	210201	事業所番号	4900-000147-1	支給期間	0703-1103
賃金月額	310,000	賃金月額の75%（支給限度額）	232,500	支払方法	

通知内容
 先般、提出されました受給資格確認票の書類を審査したところ、受給資格を下記の通り確認することとなりましたので通知します。
 1、給付金の種類 高年齢雇用継続基本給付金
 2、受給資格の要件に該当した日 令和7年3月1日（60歳）
 3、初回支給対象月 令和7年3月・令和7年4月
 4、初回支給申請月 令和7年5月1日～令和7年5月31日

管轄公共職業安定所
 の所在地・電話番号
 交付 年 月 日

公共職業安定所長

「賃金月額の75%（支給限度額）」

・各月に支払われた賃金額がこの額未満である月について支給の対象となります。

※毎年8月1日に高年齢雇用継続給付の支給限度額が変更される場合、これに伴い変更になることがあります。

「支払方法」

・支払先として指定された口座番号ですので、よく確認してください。

「通知内容」

受給資格確認申請が行われた場合で

①受給資格を確認したときは

例示のように、支給対象月、申請月等が印字されます。

②被保険者期間が通算して5年に満たず、受給資格の確認がなされないときは

受給資格を満たす予定の日が印字されます。

なお、支給申請が行われた場合は支給金額が印字されます。

高年齢雇用継続給付支給申請書の記入例

1「被保険者番号」～「支給申請月」

・受給資格の確認及び賃金月額の登録が初回の支給申請前に行われた場合または、2回目以降の支給申請の場合は、これらの欄にハローワークシステムにより印字した支給申請書をお渡します。

3、7、11「支給対象年月」

・支給を受けようとする支給対象月を記入してください。

4、8、12「3欄の支給対象年月に支払われた賃金額」

・3、7、11欄の支給対象月に支払われた賃金額を記入してください。
 なお、賃金に含まれるか否か判断しかねる場合は、各々18、19、20欄（申請書裏面）にその額と名称を記入してください。

「事業所名（所在地・電話番号）、事業主氏名」

・記載事実と誤りのないことを証明してください。

「申請者氏名」

・被保険者本人が氏名を記載してください。
 ただし、申請内容等を事業主等が被保険者に確認し、合意のもと「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」を作成・保存することで被保険者の署名・押印を省略することができます。その場合申請者氏名欄には「申請について同意済み」と記載してください。

5、9、13「賃金の減額があった日数」

・3、7、11欄の支給対象月において、非行、疾病、負傷、事業所の休業等により賃金の全部又は、一部を受けることができなかった日数を記入してください。
 この場合、3、7、11欄の支給対象月において減額の対象となった賃金額を、各々18、19、20欄（申請書裏面）に記入してください。

様式第33号の3の2（第101条の5、第101条の7関係）（第1面）
高年齢雇用継続給付支給申請書
 （必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

帳票種別 氏名 給付金の種類 (1) 高年齢給付金 (2) 再就職給付金 事業所番号 管轄区分

1. 被保険者番号 2. 資格取得年月日 要件該当日 支給対象年月

3. 支給申請月 前回処理年月日 賃金月額の7.5% (旧8.5%) 賃金月額の6.1% (旧6.4%) N

3. 被保険者氏名 フリガナ (カタカナ)

<賃金支払状況>

4. 支給対象年月その1 完済 年 月 日 <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="07"/> <input type="text" value="05"/>	5. 4欄の支給対象年月に支払われた賃金額 円 千 百 十 元 角 分 <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="0"/>	6. 賃金の減額があった日数 日 <input type="text" value="0"/>	7. みなし賃金額 円 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>
8. 支給対象年月その2 完済 年 月 日 <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="07"/> <input type="text" value="06"/>	9. 8欄の支給対象年月に支払われた賃金額 円 千 百 十 元 角 分 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>	10. 賃金の減額があった日数 日 <input type="text" value="2"/>	11. みなし賃金額 円 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>
12. 支給対象年月その3 完済 年 月 日 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>	13. 12欄の支給対象年月に支払われた賃金額 円 千 百 十 元 角 分 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>	14. 賃金の減額があった日数 日 <input type="text" value="0"/>	15. みなし賃金額 円 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>

16. 未支給区分 (空欄 未支給以外) (即時出力の場合に「1」を入力) 17. 出力区分 (即時出力の場合に「1」を入力) 18. 次回支給申請年月日 (4平成5令和)

その他賃金に関する特記事項

19. 20. 21.

2020. 3

様式第33号の3の2（第101条の5、第101条の7関係）（第2面）

上記の記載事実と誤りのないことを証明します。
 令和7年7月10日 事業所名(所在地・電話番号) 事業主氏名

雇用保険法施行規則第101条の5・第101条の7の規定により、上記のとおり高年齢雇用継続給付の支給を申請します。
 令和7年7月10日 飯田橋 公共職業安定所長 職 申請者氏名

社会保険 労働士 記載欄	氏名	電話番号
※ 所長	次長	課長
	係長	係
		操作者

賃金締切日	末日	賃金支払日	当月・翌月 20日
賃金形態	月給・日給・時間給		
所定労働日数	4欄	日8欄	日12欄
通勤手当	有(毎月・3か月・6か月)		

裏面にあります

「備考」(申請書裏面)

・備考欄に、賃金締切日・支払日、賃金形態、支給対象月ごとの所定労働日数、通勤手当について記入してください。
 ○前事業所を離職し、1日の空白もなく再就職した場合等は、備考欄に前事業所に係る賃金額を記入してもらってください。
 ○出向元、出向先双方から賃金の支払いがある場合は、合計額を支給申請書に記入し、備考欄に被保険者資格を有さない雇用関係に基づく賃金額を記入してください。

受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長申請書の記入例

「2 申請する延長の種類」欄の申請する延長の種類を○で囲んでください。

様式第16号
受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長申請書

1 申請者	氏名	継続 和隆		生年月日	大正 昭和 平成 38年 1月 13日	性別	(男)・女	
	住所又は居所	〒404-0042 甲州市塩山上於曾177-1 (電話 0553-33-8609)						
2 申請する延長の種類	受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付							
3 離職年月日	令和 7年 3月 31日	4 被保険者となった年月日	昭和 平成 56年 4月 1日					
5 被保険者番号	1960-123456-7							
6 支給番号								
7 この申請書を提出する理由	<input checked="" type="checkbox"/> 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就く(対象教育訓練の受講を開始する)ことができないため <input checked="" type="checkbox"/> 定年等の理由により離職し、一定期間求職の申込みをしないことを希望するため 具体的理由 病気による入院のため							
8 職業に就く(対象教育訓練の受講を開始する)ことができない期間又は求職の申込みをしないことを希望する期間	令和 7年 4月 1日から 令和 8年 3月 31日まで	※ 処理欄	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで					
※ 延長後の受給(教育訓練給付適用対象)期間満了年月日	令和 年 月 日							
9 7.のイの理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称	胃潰瘍					診療機関の名称・診療担当者	厚生労働医院 院長 厚生一久
雇用保険法施行規則第31条第1項・第31条の3第1項の規定により受給期間の延長、教育訓練給付に係る適用対象期間の延長、高年齢雇用継続給付の次回の支給申請可能な支給対象月に係る延長を上記のとおり申請します。 令和 7年 5月12日 申請者氏名 継続 和隆 塩山 公共職業安定所長 殿 地方運輸局長								
備考	離職票交付安定所名							
	離職票交付年月日							
	離職票交付番号							
※ 所属長 次長 課長 係長 係 操作者								

(55) 2011.4

○ 高年齢雇用継続給付に関するQ & A

Q 60歳到達日とは？

私は、今年の10月12日に60歳の誕生日を迎えます。60歳到達日とは、60歳の誕生日のことなのでしょうか。

A 雇用保険法における年齢の計算は、すべて「年齢計算に関する法律」の原則に従い、誕生日の応答する日の前日の午前零時に、満年齢に達するものとして取り扱います。

このため、60歳到達日とは、「60歳の誕生日の前日」のことであり、今回のケースであれば「10月11日」となります。

Q 再就職手当との併給は？

高年齢再就職給付金と再就職手当の併給はできますか。

A できません。(雇用保険法第61条の2第4項)

同一の就職について、高年齢再就職給付金と再就職手当の双方の支給要件を満たす場合は、2つの給付金を併給することはできず、どちらか一方の給付金を選択していただくこととなります。そのため、慎重な選択をしていただくようお願いいたします。

Q 基本給付金の支給は？

私は、60歳の定年によりA社を退職した翌日、B社に再就職しました。このような場合でも、基本給付金は支給されるのでしょうか。

A 今回のケースは、雇用保険(基本手当等)を受給しないまま、翌日B社で再就職しているため、基本給付金の支給対象となります。

また、雇用保険(基本手当等)を受給した場合であっても、所定給付日数を100日以上残して就職していれば、高年齢再就職給付金の支給対象となりますが、再就職手当との併給ができませんのでご注意ください。

Q 基本給付金の支給は？

基本給付金を受給している途中でA社を離職し、雇用保険(基本手当等)を受給しないまま、1年半後にB社に採用され、就職しました。

この場合、雇用保険(基本手当等)を受給していないので、B社においても基本給付金を受給することはできるのでしょうか。

A できません。

雇用保険(基本手当等)を受給しないまま再就職していたとしても、A社での離職日(=資格喪失届の離職年月日)とB社での就職日(=資格取得届の被保険者となった年月日)の空白期間が1年を超える場合は、受給できなくなりますのでご注意ください。

○ 高年齢雇用継続給付に関するQ & A

Q 被保険者であった期間の通算は？

以前働いていたA社では、8年間雇用されていました。

このたびA社を退職し、約1か月後に、雇用保険を受給せずにB社で働くこととなりました。この場合の被保険者であった期間の5年間の計算は、以前にA社で雇用されていた期間は含まれるのでしょうか。

A 被保険者であった期間は、同一の事業主の適用事業に継続して雇用された期間のみに限られず、離職した日の翌日から起算して1年後の応答日までに被保険者資格を再取得した場合には、その前後の被保険者として雇用された期間が通算されます。

したがって、今回のようなケースであれば、A社での被保険者であった期間を通算されることとなります。

ただし、雇用保険（基本手当等や再就職手当等を含む。）または特例一時金の支給を受けたことがある場合には、これらの給付の受給資格等に係る離職の日以前の被保険者であった期間は通算の対象となりませんので、ご注意ください。

Q 賃金月額登録の上限は？

当社の社員で、このたび、60歳になる従業員がいるので、60歳到達時の賃金登録をしたいと考えています。

この従業員には現在60万円の賃金を支払っているのですが、60万円の賃金登録が行われるということで間違いはないのでしょうか。

A 賃金月額には上限金額が定められており、具体的には、算定した額が494,700円（令和6年8月1日現在）を超える場合には、この金額以上の賃金登録をすることはできません。

したがって、今回のようなケースは、上限額での登録となります。事業主のみなさまから被保険者本人へ説明される場合には、特にご注意ください。

Q 60歳を超えた者を採用した場合は？

当社では、このたび、61歳になる男性を正社員として採用することとしました。この場合、何か届出は必要なのでしょうか。

A 60歳～65歳の方を採用した場合は、高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金の支給対象者であることが考えられます。

このため、採用した被保険者に対して、給付金の支給申請の有無等のご確認をいただき、申請を希望する場合には、「雇用保険被保険者資格取得届」の提出時等に、ハローワークの窓口へ必ず申し出てください。

○ 高年齢雇用継続給付に関するQ & A

Q みなし賃金は？

みなし賃金を算定する際の「賃金の減額があった日数」（支給申請書 6, 10, 14 欄）とは、支給対象月中の日数をいうのでしょうか。それとも、当該みなし賃金額の算定基礎となる賃金の支払対象期間中の日数をいうのでしょうか。

A みなし賃金額の算定基礎となる賃金の支払対象期間中の日数をいいます。

Q みなし賃金は？

日給者である建設労働者が、雨天により休業となる日については、みなし賃金の対象となりますか。

A 所定労働日が、雨天により休業となった場合は、「事業所の休業」に該当するので、その日を「賃金の減額があった日」として、みなし賃金の計算を行います。

Q みなし賃金は？

サービス業・小売業等で時間給計算で就労する労働者の場合、業務の繁忙、顧客の多寡によって就業時間にかなり変化があります。この場合、シーズンオフにより就労時間が短縮されたことにより賃金が減少するのは、「事業所の休業」による減額と判断されますか。

A 「事業所の休業」には、相当しません。

所定の労働時間が短縮されたのであれば、みなし賃金の計算によらず、実際に支払われた賃金額で判断します。

Q 60歳時における賃金登録は？

当社では、60歳以降も継続して雇用している者については、退職するまで賃金が低下することはありません。
このような場合でも、60歳時の賃金登録を行う必要がありますか。

A 平成16年1月の雇用保険法施行規則の改正により、登録の義務はなくなりました。

しかしながら、60歳到達後においても、高年齢雇用継続給付の支給要件に該当する場合や被保険者が転職等により支給要件に該当する場合が増えていきます。

また、このような場合には、60歳到達時点の事業主の皆様に対して、60歳時点にさかのぼって賃金登録のお願いをすることとなります。

このようなことを避けるためにも、被保険者が60歳となった時点において、できるかぎり登録手続きをお願いいたします。

また、60歳登録手続きを事前に行っておくことで、

- ① 事前に受給資格の確認や賃金月額を把握できる
- ② 初回の支給支援に係る事務処理が円滑になされる
- ③ 支給申請漏れの防止を図ることができる

などのメリットがありますので、登録手続きのご協力をお願いいたします。

○ 高年齢雇用継続給付に関するQ & A

Q 高年齢雇用継続給付と他の継続給付との併給は？
高年齢雇用継続給付と、育児休業給付または介護休業給付を同時に受けられるのでしょうか。

A 月の初日から末日まで引き続いて育児休業給付または介護休業給付の対象となる休業をした月は、高年齢雇用継続給付の支給対象月とはなりません。

ただし、月の一部が育児休業給付または介護休業給付の支給対象となる場合は、支給対象となります。

Q 申請手続き先は？
自分の住所を管轄するハローワークと勤務先の事業所を管轄するハローワークとが異なるのですが、どちらのハローワークで支給申請手続きを行えばよいのでしょうか。

A 高年齢雇用継続給付の支給申請手続きは、育児休業給付及び介護休業給付とともに、その事業所の所在地を管轄するハローワークで行っていただくこととなります。

なお、高年齢雇用継続給付の延長手続きについては、本人の住所を管轄するハローワークで行うこととなります。

Q 課税は？
高年齢雇用継続給付（基本給付金・再就職給付金）は課税されますか？

A されません。（雇用保険法第12条）

○ 「支給率早見表」と「支給額早見表」

「支給率早見表」 支給率算定の目安としてください。

賃金の低下率	支給率	賃金の低下率	支給率
75%以上	0.00%	67.5%	7.26%
74.5%	0.44%	67.0%	7.80%
74.0%	0.88%	66.5%	8.35%
73.5%	1.33%	66.0%	8.91%
73.0%	1.79%	65.5%	9.48%
72.5%	2.25%	65.0%	10.05%
72.0%	2.72%	64.5%	10.64%
71.5%	3.20%	64.0%	11.23%
71.0%	3.68%	63.5%	11.84%
70.5%	4.17%	63.0%	12.45%
70.0%	4.67%	62.5%	13.07%
69.5%	5.17%	62.0%	13.70%
69.0%	5.68%	61.5%	14.35%
68.5%	6.20%	61%以下	15.00%
68.0%	6.73%		

「支給額早見表」 (令和6年8月1日現在) 支給額算定の目安としてください。

60歳以降 各月の賃金	60歳到達時等賃金月額 (賃金日額×30日分)							
	494,700 円以上	45万	40万	35万	30万	25万	20万	15万
36万	7,200	0	0	0	0	0	0	0
35万	13,755	0	0	0	0	0	0	0
34万	20,264	0	0	0	0	0	0	0
33万	26,796	4,917	0	0	0	0	0	0
32万	33,344	11,456	0	0	0	0	0	0
31万	39,897	17,980	0	0	0	0	0	0
30万	45,000	24,510	0	0	0	0	0	0
29万	43,500	31,059	6,525	0	0	0	0	0
28万	42,000	37,576	13,076	0	0	0	0	0
27万	40,500	40,500	19,602	0	0	0	0	0
26万	39,000	39,000	26,130	0	0	0	0	0
25万	37,500	37,500	32,675	8,175	0	0	0	0
24万	36,000	36,000	36,000	14,688	0	0	0	0
23万	34,500	34,500	34,500	21,229	0	0	0	0
22万	33,000	33,000	33,000	27,764	3,278	0	0	0
21万	31,500	31,500	31,500	31,500	9,807	0	0	0
20万	30,000	30,000	30,000	30,000	16,340	0	0	0
19万	28,500	28,500	28,500	28,500	22,876	0	0	0
18万	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	4,896	0	0
17万	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500	11,441	0	0
16万	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	17,968	0	0